

奈良市文化振興計画 項目等について(資料6-1 補足資料)

【奈良市文化振興計画 各項目】

- (1)市民の文化に対する意識の高揚に関すること。
- (2)芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。
- (3)地域の文化財の保存及び活用に関すること。
- (4)伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。
- (5)文化を担う人材の育成に関すること。
- (6)青少年の文化活動の支援に関すること。
- (7)学校教育における文化活動の支援に関すること。
- (8)子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。
- (9)文化に係る交流の促進に関すること。
- (10)文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。
- (11)地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。
- (12)自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。
- (13)人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。
- (14)文化の振興と経済との連携に関すること。
- (15)文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。
- (16)文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。
- (17)文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。
- (18)その他文化の振興に関する重要事項

【文化施設のタイプ】

<u>創造発信施設</u>	創造的な活動を行う、または支援することで奈良の文化力を内外へ発信する施設
<u>芸術鑑賞施設</u>	美術作品の展示等を通じて、文化に触れる機会の提供を行う施設
<u>地域交流施設</u>	文化活動を通じて地域での交流へとつながる施策を展開する施設
<u>文化観光施設</u>	市民のみならず観光客に対しても奈良の文化に触れる施設

【文化施設の担う役割について】

シティセールス

文化芸術をツール(道具)として、地域の情報発信、国内外へのアピール、観光集客などを旨とする。

文化芸術振興

文化芸術を創造、支援、育成し、進行する。

地域活性化

文化芸術をツール(道具)として、地域活性化に役立てる。文化を活用して地域コミュニティを形成する。

地域文化振興

地域における文化芸術のポトムアップをはかる。教育普及活動。文化施設や歴史資源の保護・振興。